



第4次行財政改革大綱を策定しました

行財政改革推進委員会の答申や素案に対しての市民説明会でいただいた意見、パブリックコメントの結果を踏まえ、今後の行財政改革の方向性と実施項目を定めた「西東京市第4次行財政改革大綱」と「アクションプラン」を策定しました。

■実施期間
実施期間は平成26～35年度の10年間とし、「第2次総合計画」の計画期間と整合を図り、総合計画に掲げる市の将来像の実現や、市民生活に必要なサービスの提供を将来にわたって維持・向上が実現できるよう、市の目指す将来像として「将来見通しを踏まえた持続可能で自立的な自治体経営の確立」を目指します。

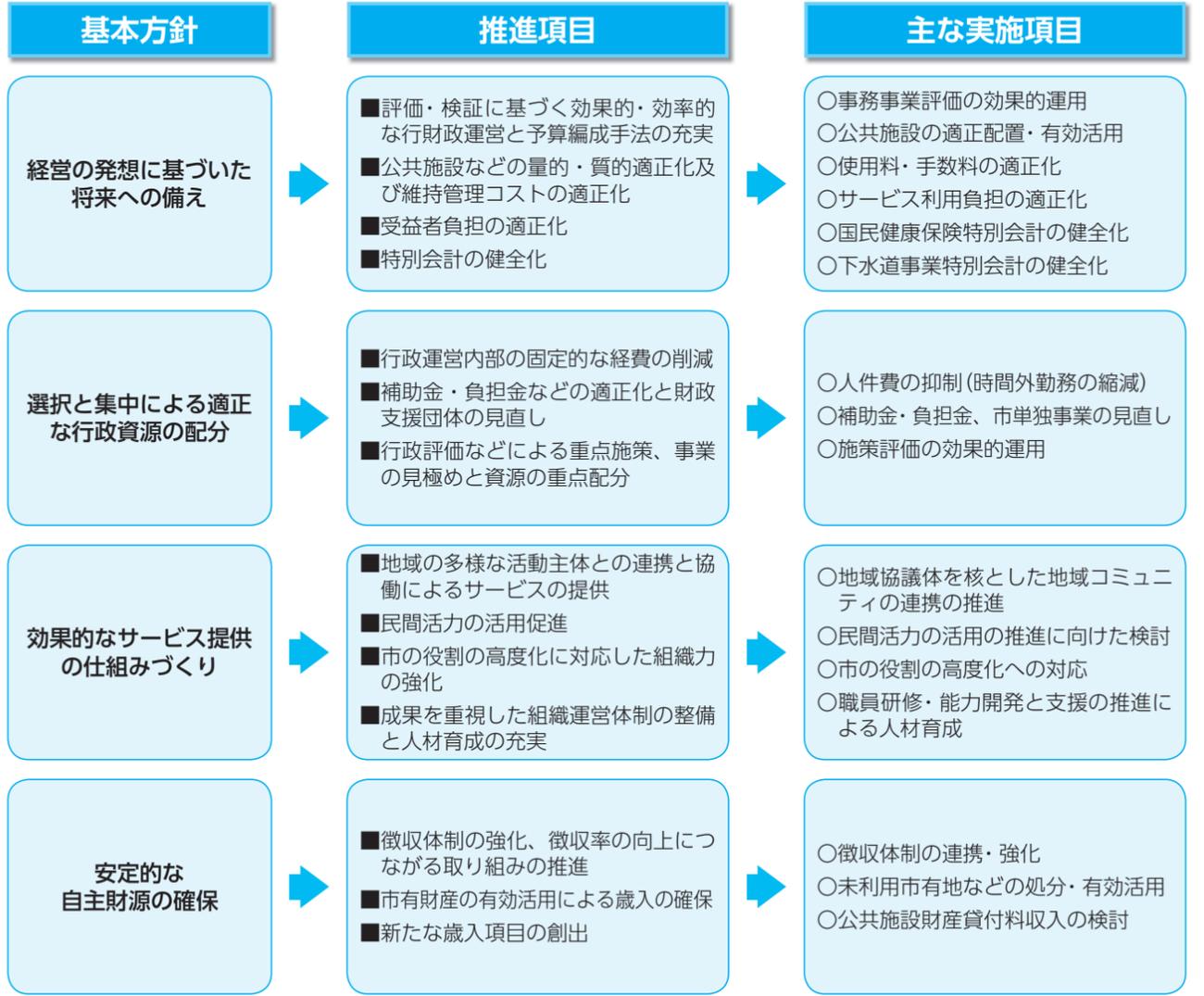
■4つの基本方針
「市の目指す将来像」の達成に向けて、次の4つの基本方針の下、95の実施項目に取り組みます。

- 基本方針1** 経営の発想に基づいた将来への備え
- 基本方針2** 選択と集中による適正な行政資源の配分
- 基本方針3** 効果的なサービス提供の仕組みづくり
- 基本方針4** 安定的な自主財源の確保

■取り組みの推進と進行管理
財政構造の弾力性や健全性、中長期的な財政運営の安定性などを損益状況や財産状況の両面から総合的・継続的に判断するため、6つの財政指標を評価指標として設定し、取り組みを着実に推進するとともに、財政運営の執行管理を徹底し、適正な管理に努めます。

また、市の目指す将来像や基本指針は、平成26～35年度の10年を貫く長期的な目標方針とし、社会情勢の変化や総合計画の実施計画との整合に対応し、その実行性を高めるため、アクションプランを別途策定し、年度ごとに見直しを図ります。

◆企画政策課 ☎042-460-9800



平成26・27年度

東京都後期高齢者医療保険 ～保険料率などが変わります～

後期高齢者医療保険の保険料率などは、2年間ごとの医療給付費などに応じて見直されることになっています。平成26・27年度(4月1日～平成28年3月31日)は医療費の増加などに伴い大幅な上昇が見込まれ、保険料の増加抑制策を講じてもなお、被保険者の皆さんに一定のご負担をお願いせざるをえない状況です。よって、平成26年1月の東京都後期高齢者医療広域連合議会において右記のとおり改定されることが決定しました。

賦課項目	平成24・25年度	平成26・27年度
均等割額	4万100円	4万2,200円
所得割率	8.19%	8.98%
年間保険料限度額	55万円	57万円

※料率や金額は、原則東京都内で均一です。



保険料の決め方

東京都後期高齢者医療保険料(限度額57万円) = 均等割額(被保険者1人当たり4万2,200円) + 所得割額(賦課のもととなる所得金額* × 所得割率 8.98%)

※賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額並びに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から基礎控除額33万円を控除した額です(ただし、雑損失の繰越控除額は控除しません)。

所得に応じて保険料の軽減があります

※軽減には、確定申告をはじめ所得の申告などが必要です

① 均等割額の軽減

同じ世帯の後期高齢者医療保険被保険者全員と世帯主の「総所得金額等を合計した額」をもとに、均等割額が軽減されます。

総所得金額等の合計が下記に該当する世帯	軽減割合
33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下(その他の所得がない)	9割
33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	8.5割
33万円 + (24万5,000円 × 被保険者の数) 以下	5割
33万円 + (45万円 × 被保険者の数) 以下	2割

※65歳以上(平成26年1月1日現在)の方の公的年金所得については、その所得からさらに高齢者特別控除15万円を差し引いた額で判定します。

② 所得割額の軽減

被保険者本人の「賦課のもととなる所得金額」をもとに、所得割額の軽減があります。

賦課のもととなる所得金額	軽減割合
ア* 15万円以下	100%
イ* 20万円以下	75%
ウ 58万円以下	50%

※ア、イについては、東京都後期高齢者医療広域連合独自の軽減措置です。

③ 会社の健康保険などの被扶養者だった方の保険料の軽減

後期高齢者医療保険加入の前日まで会社の健康保険など(国保・国保組合は除く)の被扶養者だった方は、均等割額が9割軽減され、かつ所得割額が無料になります。

保険料決定通知書は7月に送付します

平成25年中(平成25年1月1日～12月31日)の所得をもとに計算された平成26年度の保険料決定通知書は、7月中旬に送付します。

その際、通知書に記載されている納付方法(公的年金から引き落とされる「特別徴収」か、納付書や口座振替により納めていただく「普通徴収」か)をご確認ください。

□保険料率など制度に関するお問い合わせ先

東京都後期高齢者医療広域連合(お問い合わせセンター)
☎0570-086-519(土・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)



東京都後期高齢者医療広域連合の公式ホームページ「東京いきいきネット」HP(<http://www.tokyo-ikiiki.net>)もご利用ください。制度についての詳しい情報がご覧になれます。

◆保険年金課 ☎042-460-9823